令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金交付要綱

　（目的及び趣旨）

第１条　町長は、住宅建築分野における県産木材の需要拡大を図り、県内の森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資するため、県産木材を使用して一定の条件を満たす住宅を建築する者に対し、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

　（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

　 (1) 県産認証材　やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（集成材・合板等を含む）をいう。

　 (2) 構造材　次の表の部位に使用する各部材をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 部　位 | 部　材 |
| 軸　組 | 通し柱・管柱・間柱・胴差・桁・梁・土台・大引き筋かい・貫・根太 |
| 小屋組 | 母屋・棟木・小屋束・垂木 |

　 (3) 構造材以外の部材　野地板、造作材、内装材等

　（交付対象者）

第３条　助成金の交付対象者は、町内に住宅を新築する者とする。ただし、飯豊町暴力団排除条例（平成24年条例第１号）第２条第１号から第３号までに規定する者又は同条第１号から第３号までに規定する者と密接な関係を有する者は除く。

　（交付対象条件）

第４条　助成金の交付対象となるためには、次の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

　 (1) 木工事（県産認証材を使用した部位の組立て施工）が完了し、申請年度の３月末日までに現地確認が可能であること。

　 (2) 住宅の構造材に使用する県産認証材の材積が、構造材相当の材積（住宅の延べ床面積１平方メートルにつき0.1立方メートルとして算定するもの）の75％以上であること、又は住宅の構造材及び構造材以外の部位に使用する県産認証材の材積が、構造材相当の材積の100％以上であること。

　 (3) 申請回数は年度につき1回であること。

　（助成金の額）

第５条　助成金の額は、15万円とする。

　（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　申請書の提出期限は、助成金交付対象建築物の建築着手の日から30日以内とし、添付すべき書類は次の各号のとおりとする。

　 (1) 県産認証材利用計画書（様式第２号）

　 (2) 建築物の位置図、配置図、平面図及び矩形図

　 (3) 使用する「やまがたの木」認証材の見積書

　 (4) 口座振替申込書（様式第３号）

　（交付決定の通知）

第７条　町長は、助成金の交付決定をしたときは、規則第８条の規定により、速やかにその決定の内容及びそれに付した条件を申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　助成金の交付決定を受けた者は、木工事が完了したときは、令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金実績報告書（様式第４号）を町長に提出し、町の検査を受けなければならない。

２　前項の実績報告書の提出期限は、主要部材の組立て施工完了後30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

　(1) 県産認証材利用実績書（様式第２号）

　(2) 写真（県産認証材の使用が確認できる写真）

　(3) 販売管理票及び認証票の写し

　（助成金の額の確定）

第９条　町長は、交付対象者から前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等により助成金の交付に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

　（助成金の支払い）

第10条　助成金は、前条の規定による額の確定後に支払うものとする。

　（交付決定の取消し及び助成金返還）

第11条　町長は、第９条の規定による助成金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

　 (1) 偽りやその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

　 (2) 助成金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　 (3) その他町長が助成金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

２　前項の規定により助成金の交付決定を取り消された者が、すでに助成金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた助成金を返還しなければならない。

　（庶務）

第12条　助成金に関する事務は、農林振興課において処理する。

　（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は、町長が別に定める。

　　　　附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号

年月日

　飯豊町長　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金交付申請書

　令和３年度において、飯豊町県産認証材利用助成事業について、飯豊町県産認証材利用助成金　　　　　　　円を交付されるよう、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第５条の規定により関係書類を添付して申請します。

様式第２号

県産認証材利用計画（実績）書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 |  |
| 住所 |  |
| 建築地の所在 | 飯豊町大字 |
| 規模 | (1)敷地面積　　　　　㎡ (　　坪) | (2)建築面積　　　　　㎡ (　　坪) |
| (3)階　　数　　　　　階 | (4)延床面積　　　　　㎡ (　　坪) |
| 施工業者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 製材業者 | 認定番号 |  |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 県産認証材の使用料及び使用額 | 使用額　　　　　　　　円　　　　　　　使用量　　　　　　　㎥ |
| 定　額　　　 150,000　円 |
| 助成金額　　　　　　　　　　　円 |
| 内訳 | 構造材相当の材積㎥　(A)※¹ | 県産認証材使用量㎥　(B)※² | 県産認証材使用率％　(B/A)※³ | 備考 |
|  |  |  |  |
| 工期(予定) | （着工）　　　　年　　月　　日　～　（完成）　　　　年　　月　　日 |

※内訳記入例（延べ床面積40坪132㎡の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内訳 | 13.2㎥（132×0.1＝13.2） | （構造材の場合）10.8㎥（構造材以外を含む場合）14.2㎡ | 81.8％107.6％ |  |

注１　『構造材相当の材積(㎥)』欄には、住宅の延べ床面積（㎡）×0.1 で算出される数値を記入する。（小数第２位以下切捨て、以下同じ）

注２　『県産認証材使用量(㎥)』欄には、「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（集成材・合板等も含む）の使用量を記入する。

注３　『県産認証材使用率(％)』欄には、県産認証材使用量(B)／構造材基準材積(A)×100 で算出される数値を記入する。（構造材の場合75％以上が条件、構造材以外の部位も含む場合100％以上が条件）

様式第３号

|  |
| --- |
| 口座振替申込書 |
| 金融機関名 |  |
| 支　　　店　　　名 | 支店 |
| 預金の種類 | 普　　通　　　・　　　当　　座 |
| 口座名　　　義　　　人 | フリガナ |
|  |
| 口座番号 | 　　 |
| 　助成金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　 　 住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　 （フリガナ）　　　　　　　　　　　　　　　 氏　 　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　飯豊町長　　　　　　　　　　　殿 |

様式第４号

年月日

　飯豊町長　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　及び代表者氏名

令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金実績報告書

　　　　　年　　月　　日指令第　　号をもって交付決定の通知があった、令和３年度飯豊町県産認証材利用助成金について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定によりその実績を関係書類を添付して報告します。